

所沢市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、下記のとおり指定納付受託者を指定したため、所沢市会計規則（昭和39年告示第78号）第22条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

所沢市長 藤本 正人

記

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる本店の所在地
株式会社 埼玉りそな銀行
埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる収入
診療等の提供を受けた者に対し請求する下記の料金
(1) 医業（入院・外来診療費）収益
(2) 健診業務収益に係るもの
- 3 指定納付受託者に代理納付させる開始日
令和5年4月1日